

令和元年度 第1回新城市地域公共交通会議 会議録

1 開催日時

令和元年6月10日（月）午前10時10分から午後0時10分まで

2 開催場所

新城市役所4階 4-1・4-2会議室

3 委員（20名中17名出席）

所 属 等	氏 名	備 考
新城市長	穂積 亮次	会長
名古屋大学大学院環境学研究科 付属持続的共発展教育研究センター教授	加藤 博和	副会長 欠席
公益社団法人愛知県バス協会専務理事	小林 裕之	欠席
豊鉄バス株式会社取締役営業企画部長	長縄 規之	代理：清水孝彦営業企画課長
豊鉄タクシー株式会社取締役社長	浅野 丈夫	
新城交通有限会社代表取締役会長	大橋 京子	
豊橋鉄道労働組合中央執行委員長	長坂 和俊	
新城市社会福祉協議会長	前澤このみ	
新城市老人クラブ連合会長	加藤 実	
千郷小学校PTA副会長	原田 敏行	
バス利用者代表	加藤久美子	座長
バス利用者代表	筒井 博仁	
バス利用者代表	齋藤 純子	
中部運輸局愛知運輸支局 首席運輸企画専門官	小川 賢二	
愛知県都市整備局交通対策課主幹	渡邊 重之	欠席
愛知県新城警察署交通課長	近藤 精志	
愛知県新城設楽建設事務所維持管理課長	柴田 知之	
新城地区自治振興事務所長	鈴木 孝始	
鳳来地区自治振興事務所長	石野 里美	
作手地区自治振興事務所長	齋藤美代子	

4 会議次第

1 あいさつ

2 副会長の氏名及び座長の選出

3 報告事項

- (1) 新城名古屋藤が丘線高速乗合バス「山の湊号」について
- (2) バス利用者の推移について（平成30年度路線別実績）
- (3) 平成30年度地域公共交通確保維持改善事業の二次評価結果について

4 協議事項

- (1) 作手地区路線バス運行の見直しについて
- (2) 令和2年度生活交通確保維持改善計画について
- (3) 夏休み小学生50円バス事業について
- (4) Sバス吉川市川線に関する協議について

(5) 消費税率改定に伴う運賃の変更について

5 意見交換

6 その他

5 議事の結果

1 あいさつ（会長）

年度が変わり初めての公共交通会議となりますが、皆様方には地域の公共交通のあり方・運営について日頃から様々なご支援・ご指導をいただき感謝を申し上げます。本年度から市では機構改革により公共交通対策室を新設しました。地域課題における重要性を鑑みて新しい体制を整えましたので、これまで以上に皆様方のお力添えをいただきたいと思います。

市では毎年秋頃に市長並びに関係職員が出席して市内各地域で地域の方々と様々な課題の共有や意見交換をする地域意見交換会を行っていますが、どの地域においても地域の足として公共交通の問題が必ず大きな関心を集めており、それほど公共交通が地域にとってある意味死活的な問題でもあると言えます。

また、近年では高齢者の方々が加害者側になるような不幸な交通事故等が発生していることから、現在は車を運転している方でもいずれは運転免許証の返納も考えなくてはという気持ちもあるかと思えます。

一方では、様々な公共交通のあり方について全国各地で先進的な事例が出たり、自動運転導入に向けた声も聞こえてくる場所でもあります。

新城市若者議会の中でも、公共交通が彼らにとっての大きな課題であるとの思いから、ノーバスノーライフ事業と称して、彼らの目線から見た公共交通のあり方について様々な意見をいただいています。

そうした中で今秋から作手地区においてデマンドバスの運用を始めるよう準備を進めておりますので、この件も含めて、益々活発にこの公共交通会議で色々ご意見をいただきながら、一歩でも二歩でも議論を重ねていきたいと思えます。

お忙しい中ではございますが地域公共交通のあり方を定める重要な会議ですので、皆様のご協力をお願いしてご挨拶とします。よろしくお願いいたします。

2 副会長の指名及び座長の選出

副会長の指名については、新城市地域公共交通会議設置要綱第4条第3項の規定により会長が指名することとなっているため、会長が名古屋大学大学院環境学研究科加藤博和教授を指名した。

座長の選出については、新城市地域公共交通会議設置要綱第4条第4項の規定により、互選により決定することとなっており、加藤久美子委員が指名され、賛成多数により承認された。

（座長あいさつ）

2年前にもこの席に立たせていただき、「バス利用者と言いつつ小学生の時にはバスにはよく乗っていたけれど今はあまり乗っていない」と話をさせていただきましたが、このままではいけないと思い、最近はバスに乗り、地域の方と一緒に公共交通について考えています。

また、今年の4月には地域のお年寄りの皆さんと一緒にバスに乗って市役所に来て新庁舎を見学し、またバスに乗って帰るという取り組みをしました。参加したお年寄りの方々からは「バスって意外と

便利だね」「バスに乗るって面白いね」と言ってもらえましたが、これもバスに乗ってみないと分からないことなので、まずはバスに乗ってみることが非常に大切だということが分かりました。

今後は「とにかくバスに乗ってみよう。一回乗ってみよう」という取り組みを私達の地域でやっていかなければとつくづく感じました。

この会議の必要性として、事前にいただいた資料の中にもありますが、地域住民の方の意見を聞きつつこの会議の中で方向性を決めていくということでしたので、この場に私達が参加した意義があるよう、委員の皆さんが積極的に発言をいただければと思います。よろしくお願いします。

2 報告事項

(1) 新城名古屋藤が丘線高速乗合バス「山の湊号」について

事務局：報告資料1に基づき説明。

委員：利用者が増えており、色々な周知活動の効果が出てきていると思います。

車両にW i - F iを導入されたようですが、最近インバウンドで外国人の個人旅行が増えており、SNSで色々な情報を手に入れて旅行をされていたりするのですが、この他にも観光面で何か検討をされていることがあれば教えてください。

事務局：新城市と設楽町とで一緒に田口新城線の活性化と併せて観光面での活用を考えているところです。県営新城総合公園内のフォレストアドベンチャーも運営会社が協力的であり、予約が入ればもつくる新城まで送迎を行ってくれています。また、湯谷温泉の奥には、奥三河蒸留所というヒノキなどからエッセンシャルオイル等を精製する蒸留体験ができる施設もできましたので、こうした施設と高速バスをつなげた周遊プランなどを考えています。

委員：今の企画切符は鳳来寺山なので、例えば鳳来寺のホームページのアクセスのところにバスの記載があれば、ホームページを見てバスを使って来てくれる人が増えるかもしれない。観光地側のSNSなどのサイト内にアクセスとしてバスを紹介してもらえるとまた違った形の利用が増えるかと思います。

座長：バス利用者の方でW i - F iが使われた方の声は届いていますか。

事務局：事務局には届いていませんが、明日市政番組で高速バスの収録をするので、その際に利用者に直接聞いてみたいと思います。豊鉄バスさんには声は届いていますか。

委員：以前から早く導入してほしいという声を多くいただいており、今回W i - F iを導入しました。最近ではW i - F iがあって当たり前となっており、導入して便利になったと言う声もいただいております。回線については比較的速い通信速度となっており、つながりやすいかと思います。

(2) バス利用者の推移について

事務局：報告資料2に基づき説明。

委員：利用実績の中で吉川市川線と中宇利線の減少数が著しいが理由は把握していますか。

事務局：この2路線については、昨年度までと比較して減少幅が大きくなっています。運転手にヒアリングした結果では、明確な要因は分かりませんでした。理由の一つとして、病院等によく通われていたヘビーユーザーの方が乗らなくなったそうです。施設に入所されたのか、亡くなられたのかは分かりませんが、ヘビーユーザーの方が一人でも減ってしまうと年間では大幅な減少につながってしまうこととなります。

(3) 平成30年度地域公共交通確保維持改善事業の二次評価結果について

事務局：報告資料3に基づき説明。

委員：評価の中に田口新城線の話が出ているが、これは地域間幹線として補助の対象になっており、補助の条件となる乗車密度を下回りそうだとの相談を受けている中で、田口新城線の活性化検討委員会が開催されているかと聞いているが、今の状況を教えてください。

事務局：6月3日に新城市と設楽町のそれぞれのバス担当と観光担当の職員、愛知県新城設楽山村振興事務所職員とで田口新城線の沿線にある観光資源の発掘調査を行いました。その結果、鳳来寺周辺にも、まだあまり知られていない観光スポットがあったり、設楽町の清崎に建設中の道の駅周辺にも集客が見込めそうな観光施設がありました。今後はそうした観光資源について魅力的なモデルコースや企画を作成していきたいと思います。その他にも、設楽町田口にある関谷醸造さんと体験型観光の企画を検討しています。また、田口新城線や作手線に乗って行ける魅力的なサイクリングコースの作成を検討しており、サイクリストの人達に意見を求めているところです。

委員：幹線については愛知県の担当になりますので、愛知県と調整をしていただければと思います。田口新城線については高速バス山の湊号と接続しているので、高速バスと路線バスを使った企画があればどちらの利用も増えていくかと思っています。

3 協議事項

(1) 作手地区路線バス運行の見直しについて

事務局：協議資料1に基づき説明。

委員：変更前（定時定路線運行）と変更後（区域デマンド運行型）では、予算上で市の持ち出し分がどの程度変わるのか知りたい。鳳来南部でも（地元運営によるデマンド交通を考えているが財源確保が）ネックになっているので想定範囲内で教えてほしい。

事務局：（作手地区の区域デマンド運行は）まだ入札前なので具体的な金額をお教えできませんが、運行時間やバスの台数が大きく変わるものではありません。新規には社協への委託を検討しているオペレーター業務分の人件費等が上乘せになるかと思っています。

委員：デマンドバスに移行することで、（電話予約が必要となり）地域の利用者にとってハードルが高くなってしまおうと思われまますので、事務局には丁寧な地元説明をお願いします。作手地区には90歳でも車を運転している人がいます。高齢者の事故が頻発することから、地域全体でどうやったら利用してくれるか勉強会や説明会などをやっつけていかないと、デマンドバスに移行したけれど本当に地域の人が利用していけるのかという心配もある。しかし、デマンドバスを上手く利用したら今まではできなかった様々な事ができるのではないかと期待も

している。例えば小学校の運動会に今までは来ることができなかった人達が、デマンドバスを予約して来られるようになるなど、良い流れが作手地区の中でできるのではないかと思います。デマンドバスの利用の仕方として、作手交流館、小学校や農協などとの連携ができるとより多くの方に利用してもらえるようになると思います。今、作手地区の皆さんに伝えているのは、免許返納前からバスの利用を練習して、免許を返納した時にスムーズに利用できるようなれる状況を作っていこうと話をしている。予約の電話をする時にも、どうやって電話をしたらいいのか、どうやって利用したらいいのかなど、まだ分からない事だらけなので、運行開始前には利用の方法について地域の方へ丁寧に説明をしてもらいたいと思います。

委員：今回の場合は、市町村自家有償運送の手続きが必要となりますが、守義線とつくであしがる線が一つのエリアになるということによろしいですか。

事務局：守義線の路線は現行のままで変わらず、便数のみが減ることになります。

委員：つくであしがる線のデマンドエリアは、守義線のエリアには入らないということですか。

事務局：つくであしがる線は作手地区全域のエリア運行となるので、守義線のエリアにも入ります。

委員：守義線が走っている時間帯でも、別にデマンドの利用もできるということですか。時間帯の重複はありますか。

事務局：守義線を運行している間でも、もう1台はデマンド運行をしているので利用できます。時間帯の重複もあります。

委員：重複した場合、定時定路線のバスとデマンド型のバスとでは利便性が異なってくると思うが定時定路線の時間帯の利用者の増減にも影響していくと思うので検討した方が良いのではないか。

事務局：守義線が定時定路線の運行をする朝夕の時間帯については主に作手中学校のスクール利用が大半を占めます。その時間帯には一般の利用者はあまり利用していないというのが現状です。

委員：これからやっていく中で、重複している時間帯をわざわざ運行する必要があるのかということについて検証してほしいと思います。

委員：オペレーションについて社協は何かありますか。

委員：前日の午後5時まで予約を受けるとなると、日曜日の夕方5時に予約をして月曜日の朝7時台のデマンドを利用する場合に、社協としては日曜日の夕方5時までには誰か職員がいなければならないこととなる。10月から運行開始であれば具体的なことをしっかりと決めて、9月いっぱい練習等をして、10月1日を迎えるようにしなければ、いざ始まったときに上手くいかないのではないかと思います。

事務局：今週、豊田市下山地区のオペレーター業務の状況を社協の担当者と一緒に視察をする予定となっています。運行業務の受託業者が決まり次第、オペレーション業務のコーチングを依頼しようと考えていますので、8月から9月にかけて研修を受けていただく予定です。社協のオペレーションの研修と先ほど斎藤委員から意見のあった地域の方の予約の練習といったことを一緒にやれるようなスケジュールで進めていきたいと考えています。

【承認事項】

現行案について承認。軽微な変更については事務局一任とする。

(2) 令和2年度生活交通確保維持改善計画について

事務局：協議資料2に基づき説明。

委員：計画の中に記載のあった西部線について、千郷地域協議会で地域計画を検討している中で、Sバスの問題は重要で早急に取り組むべき問題としてクローズアップされています。地域の方はどうも利便性が悪いという印象を持っている状態です。現在の西部線は、新城東高校に通う生徒のことも考えて運行ルートの中に新城東高校も入っていますが、今後は校舎の場所も変わることから、その対応についても地域協議会で検討していますので、事務局の方にも参加していただいて良い案を出していただければと思います。

【承認事項】

現行案について承認。

(2) 夏休み小学生50円バス事業について

委員：注意事項の中にある保護者同伴でご利用くださいとあるが子どもだけでは使えないと言うことでしょうか。

事務局：原則は保護者同伴ということでお願いしていますが、保護者がいない場合でも利用はできます。

委員：このような表現だと小学生だけでは使えないと理解されかねないので、保護者と一緒にご利用くださいというような書き方が良いのではないのでしょうか。

事務局：そのように修正します。

委員：作手の（夏休み期間中の）朝のラジオ体操では、（参加する）子どもだけで乗っています。当初は保護者が送迎していましたが、この取り組みを知り、せっかくなので子ども達にバスに乗ってもらい、乗り方を覚えてもらおうと思い、始めました。

委員：保護者同伴にした理由は、子どもだけでも50円支払っていただいて乗っていただく事は大変ありがたいのですが、せっかくなら普段バスに乗らない保護者の方達にも乗っていただいて、これを機会にバスを利用するきっかけになればという思いもあります。

座長：注意事項についてはどういった書きぶりにしますか。

事務局：東三河8市町村で作成しているチラシの記載に合わせて、「できるだけ保護者の方とご利用ください」と修正します。

委員：PRのチラシについてですが、子どもが見た時にバスに乗りたいと思えるようなチラシにした方が良いのではないかと思います。夏休み期間中に家に親がいる場合はマイカーで移動してしまうので、平日など家に親がいない時に子ども達だけでもバスに乗ってお出かけができるようになるといいなと思います。来年度以降はこの50円バスに無理矢理でも乗ってもらえるようなイベントを作ってみたらどうかなと思います。

事務局：放課後児童クラブの行きと帰りに50円バスが使えないか協議をしているところです。使えるなら保護者の負担も減りますし、利用増につながるかと思います。

座長：様々な方面にPRして、利用者を増やして行ってほしいです。

事務局：協議資料3に基づき説明。

【承認事項】

50円バス事業運賃について承認。

<終了>